

## 院内掲示が必要とされる食事に関する負担について

### ■入院時食事療養(Ⅰ)

管理栄養士によって管理された食事を適時適温  
(夕食については午後6時以降)にて提供しています。

### ■入院時食事療養費の標準負担額について(1食につき)

一般(住民税課税)	1食550円
一般(住民税課税) 指定難病患者	1食330円
住民税非課税 過去12ヶ月の入院日数 90日以下	1食270円
住民税非課税 過去12ヶ月の入院日数 91日以上	1食220円
住民税非課税で一定所得以下	1食130円